第２２期第２１回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和６年６月４日（火）１５時４５分～１６時３０分

２　場　　所　　釧路市生涯学習センター　８階　801 会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　亀田元教　上野　仁　後藤義勝　石川和男
蔵谷繁喜　桂川　実　司口圭哉　神山久典　秋森新二　中村純也
西田達雄　山﨑貞夫　近藤龍洋
（欠席委員：なし）

４　事 務 局　　佐々木事務局長　山方主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　武蔵水産課長　田中係長　齊藤技師
十勝総合振興局　小川水産課長　富樫係長

６　議事事項
議案第１号　北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第２号　特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第３号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

７　協議事項
（１）エリモ以東海区さけ定置漁業等調整協議会構成代表委員の選出について

８　報告事項
（１）くろまぐろに関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
（２）海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
（３）定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
（４）令和６年まいわしたもすくい網漁業承認実績について
（５）釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
（６）釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

９　その他

10　議事の経過
（１）開　　会

事務局　委員会の開催前に、本日の委員会から出席となる３名の委員をご紹介いたします。
・蔵谷委員でございます。
・桂川委員でございます。
・司口委員でございます。
続きまして、本年４月１日付けで北海道の人事異動がありましたので、皆様にご紹介いたします。

・釧路総合振興局水産課　田中漁業管理係長でございます。
・十勝総合振興局水産課　富樫漁業管理係長でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、只今から、第２２期第２１回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶を申し上げます。

（２）会長挨拶

皆様には、御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
また、新たに委員になられた３名の方々には、お忙しいとは存じますが、委員会へご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。
先程も話題となっておりましたが、昨年からの高水温の影響で、前浜の漁模様が大変不漁である。魚ばかりではなく、こんぶ漁にも大きな影響が及んでいる状況となっております。
北海道は道南対策にウェイトを置いて漁業再生の道を歩んで参りましたが、十年ほど前から道東、釧勝地区の漁業が変化してきており、行政に道東対策、赤潮対策を徹底してお願いしてきました。
なかなか、我々漁業者が思うような方向に進んできておりません。
そういう意味では、資源をどのように回復していけるのか、或いは、変動する気候において、浜（地域の漁業者）に対してどういう漁業を提供していくのか。
我々の大きな課題であろうと思いますので、今後とも、皆様の知恵と御協力をよろしくお願いします。
さて、本日の委員会は、議事事項３件、協議事項１件、報告事項６件となっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願いいたします。

会　長　それでは、出席人員を報告いたします。
委員総数１５名中、出席委員は１５名でありますので、本委員会は成立いたします。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第７条の規定により、私から指名させていただきます。
本日の議事録署名は、石川委員と蔵谷委員にお願い致します。

（５）議事の経過

会　長　それでは、議事事項に入ります。
議案第１号「北海道資源管理方針の一部改正について」、議案第２号「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。
それぞれ関連がありますので、あわせて説明願います。

事務局　議案第１号「北海道資源管理方針の一部改正について」及び議案第２号「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、北海道知事より諮問がありました。
御審議いただくのは、北海道資源管理方針の一部改正については、

・年次変更に伴う更新のほか、
・まさば及びごまさば太平洋系群の数量明示化に係る改正と融通及び追加配分等の取扱の規定の追加
・北海道のまだらがステップアップ管理対象資源として、ＴＡＣ指定されることによる改正

漁獲可能量の当初配分案等については、
・まさば、ごまさば、ずわいがに、まだらに係る漁獲可能量の設定
・さんまに係る漁獲可能量の変更
・まさば、ごまさば、まだらの国留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、委員会へは事後報告で対応することへの同意となっております。

詳細については、釧路振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長

「北海道資源管理方針の一部改正について」と「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づきそれぞれの諮問ごとに説明します。

始めに、「北海道資源管理方針の一部改正」諮問文をご覧ください。

漁業法第 14 条第９項の規定により、北海道資源管理方針を別紙１のとおり改正したいので、同条第 10 項において準用する同条第４項の規定により、当委員会の意見を聴くものです。

2 ページから 7 ページに北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、右が改正前の令和５年 12 月 11 日に一部改正したもの、左が改正案となり、今回の改正部分については、下線を引いております。

改正内容については、資料 8 ページの「資料１－１　北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」をご覧ください。

今回の改正内容は大きく３点となっており、（１）、（２）、（３）にお示ししております。

まず一点目（１）ですが、まさば・ごまさばの数量明示化に係る改正として、知事管理漁獲可能量を新たに設定する内容となっており、アに記載のとおりまさば及びごまさば太平洋系群についてはこれまで平成 29 年から令和元年までの漁獲実績に基づき配分が行われていたところですが、国の資源管理基本方針では、全体の漁獲量のうち概ね８０パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、配分数量を明示すると規定されているため、これまでは現行水準となっており数量の明示はありませんでしたが、新たな基準年である直近３か年のデータを用いた基本シェアの見直しが行われた結果、北海道における漁獲シェアが本規定の適用となったことに伴い、数量が明示される資源において規定する必要がある、漁獲量の管理の手法や漁獲量等の報告期限について改正を行うものです。

また、配分の基準につきまして、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分から加除する旨の規定を併せて追加するものです。

次に 2 点目（２）ですが、北海道のまだらが今回新たにステップアップ管理対象資源として特定水産資源に指定されることから、これまで別紙 3 に掲載されていた、まだら北海道太平洋、まだら北海道日本海について、新たに別紙１に追加するとともに別紙３からは当該資源を削除するものです。

３点目（３）ですが、方針本則において年次更新に伴う生産量等の更新による改正となっております。

具体的な改正内容については新旧対照表をご覧ください。
第１　資源管理に関する基本的な事項として、年次や生産量等の更新、第８には別紙 1-15 までを追加するものです。
資料の３ページを参照願います。
まさば及びごまさば太平洋系群について、新たに数量明示となることから、漁獲量の管理の手法等として、総量管理とすることや報告期限に関する内容に改正するもの。第３において、追加配分等があった場合は、全量を北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分から加除する規定を追加し、第４と第５については漁獲可能量による管理に移行することによる改正となっています。
資料の５ページを参照願います。
まだら北海道太平洋とまだら北海道日本海は、何れも同じ内容ですので、太平洋のみで説明します。今回新たに追加となるため第１から第５まで、それぞれ規定しています。第１には、まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源）とステップアップ管理対象である旨を明記し、第２では、知事管理区分を北海道まだら北海道太平洋漁業と１区分とし、構成事項として、①水域については②の対象漁業がまだら北海道太平洋の採捕を行う水域、②対象漁業は、北海道に住所または主たる事務所その他の事務所の所在地がある者が行う、まだら北海道太平洋を採捕する漁業全てを対象としています。具体的には福島町から根室海峡を除く根室市までが、まだら北海道太平洋、松前町から稚内市までが、まだら北海道日本海となります。③漁獲可能期間、いわゆる管理期間は、７月から翌年６月、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、報告期限は、他の資源と同様に翌月の 10 日までとしております。また、その他重要事項として、資源管理基本方針本則に定めるステップアップ管理を行う旨を記載しています。次の頁はまだら北海道日本海に係るもので内容は太平洋で説明したものと同様となっております。

続いて「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」の諮問文をご覧ください。
諮問の内容は、令和６管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに各系群、まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海のＴＡＣに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第 16 条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。
また、さんまに関する令和６管理年度の知事管理漁獲可能量を変更するとともに、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海に係る国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。
諮問文の別紙１と別紙２には、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししており、別紙３については国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更に関して記載しております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。
資料２－１　「令和６年のＴＡＣについて」をご覧願います。
これは、５月 10 日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、さば類とずわいがにに係る令和６管理年度における漁獲可能量（ＴＡＣ）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。
まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量を達成する親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリ

オで算定される、まさばとごまさばのＡＢＣの合計値が、その年のＴＡＣとして設定されています。
　まさば及びごまさば太平洋系群の MSY を達成する親魚量は、170.3 万トンであり、対して、2022 年の親魚量は 100.5 万トンと MSY 水準を大きく下回る状態となっており、今回、設定されたＴＡＣは前年より 15.7 万トン少ない 35.3 万トンとなっております。
　令和６管理年度のＴＡＣ配分については、日本全体の 35.3 万トンに対し大臣許可漁業（主に大中型まき網漁業）に 16 万 6,400 トン、北海道に対しては令和６管理年度から数量明示となっており２万 6,800 トンが定められています。

　数量明示となった理由としまして、繰り返しの説明となりますが、国の資源管理基本方針では「全体の漁獲量のうち、概ね８０パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する」と規定されており、直近３か年のデータを用いた基本シェアの見直しが行われた結果、北海道における漁獲シェアが本規定の適用となったことによるものです。
　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。
　次に、ずわいがにですが、北海道に関係するのは北海道西部系群とオホーツク海南部となっております。
　こちらも、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成９年以降の最大漁獲量を考慮し４３トンが設定され、全量の４３トンが北海道に定められています。
　また、オホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、１，０００トンがＴＡＣとして設定され、北海道には１２５トンが設定されています。

　次に、まだらですが、今般、特定水産資源、いわゆるＴＡＣ資源として追加されるものであり、北海道に関係するものは、「まだら北海道太平洋」と「まだら北海道日本海」となっております。
　まだらに関しては、本年７月からステップアップ管理が開始される予定となっておりますが、ステップアップ管理とは、漁獲可能量による管理について、課題解決を図りながら段階的に順次実施するもので、ステップ１では漁獲量等の報告の義務化や漁獲情報収集体制の確立など、ステップ２では都道府県等への配分を行い行政による数量管理や運用方法の試行を行うもので、このステップ１，２の期間中に評価や目標設定、管理上の課題等に対しての十分な議論を経て、ステップ３に移行し、本格的なＴＡＣ管理をスタートしようとするものです。
　漁獲可能量の説明に戻りますが、まだらについては、ステップ１の段階であり、都道府県への配分は行われないことから、ここに記載の数量は大臣管理や太平洋においては、青森県も含めた全体の数量となっております。設定方法は、漁獲シナリオで算定された生物学的許容漁獲量を漁獲可能量とし、「まだら北海道太平洋」は 23,900 トンの内数、「まだら北海道日本海」は 13,700 トンの内数として設定されています。

　続きまして、資料２－２　「令和６年のＴＡＣについて（変更分）」をご覧願います。
　これは、先ほどと同じく、５月１０日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、さんまの令和６管理年度におけ

る漁獲可能量の変更に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。
　さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、本年４月のＮＰＦＣ年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、１０％の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約 7,200 トン減の 11 万 911 トンとなっております。
　なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの４者による確認書に基づき配分が行われており、北海道に対しては 4,500 トンが配分されています。

　次に、北海道における知事管理区分への配分について御説明します。
　資料２－３をご覧ください。
　まさば及びごまさばについては、令和６管理年度より数量明示されることとなりましたが、海域を区分しない「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」による総量管理とし、全量を同区分に配分します。
　資料２－４をご覧ください。
　ずわいがにに係る配分の考え方ですが、①ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の２系群であり、それぞれ別に管理することとしています。
　②ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の２つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知に従い、配分比率は９：１としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には 39 トンを配分することとしています。
　なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量がシェアの８割を構成する知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしています。
　③ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に 125 トン全量を配分することとしています。
　次に資料２－５をご覧ください。
　まだらに係る配分の考え方ですが、国から「まだら北海道太平洋」と「まだら北海道日本海」の２つについて北海道に数量を定められており、それぞれ別に管理することとしています。また、「まだら北海道太平洋」は「北海道まだら北海道太平洋漁業」にし、「まだら北海道日本海」は「北海道まだら北海道日本海漁業」にそれぞれ全量を配分します。
　なお、近年の採捕数量をみますと、今回国から示された数量を上回っている状況となっておりますが、まだら北海道太平洋と日本海に関しては、予期せぬ加入量の増加や他海域からの資源の移入等が発生した場合に漁獲可能量を追加する規定が国の基本方針に定められております。
　次にさんまの道内配分については資料２－６をご覧ください。
　配分の考え方ですが、国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。
　また、国から配分された 4,500 トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,500 トンが配分されてお

り、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。
　なお、さんま漁業への配分については、直近３カ年の平均採捕数量の比率により 4,400 トンを配分することとしております。

　最後に（資料が戻りますが）別紙３、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧下さい。
　背景ですが、まさば・ごまさば太平洋系群について、国の資源管理基本方針では、予め定めた計算方法による国の留保からの配分ルール（いわゆる７５％ルール）が規定されております。
　これまで本道においては現行水準となっておりましたが、令和６管理年度から数量明示となったことから、今般、先ほどご説明したように道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。
　また、まだらについては、繰り返しになりますが、予期せぬ加入量の変動及び他海域との資源の移出入等が考えられるため、国の基本方針において予期せぬ加入量の増加や他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合に、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量を追加する旨が規定されたところです。
　漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第 16 条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種（まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいか、さんま）の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を予め定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

　今後の取扱いについてですが、
　まさば・ごまさば太平洋系群に係る７５％ルール及び融通に伴う変更については、道方針別紙１－１１の第３において、全量を北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。
　また、まだら北海道太平洋並びに日本海に係る漁獲可能量の追加配分による変更については、道方針別紙１－１４，１５の第３において、全量をまだら北海道太平洋漁業、まだら北海道日本海漁業に配分する旨を規定する改正を行う予定としており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であり、こちらも迅速配分のため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

　説明は以上となりますが、資料２－７として「令和５年と令和６年の配分量の比較について」、参考資料として添付しています。
　大変長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。
　ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会　長　　説明が終わりました。
　皆さんから、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

各委員　　（な　し）

会　長　　ご意見がないようでございますので、議案第１号及び第２号の諮問内容について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
　次に、議案第３号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。
　事務局より説明願います。

事務局　　議案第３号について、ご説明します。
　北海道水産林務部漁業管理課、釧路総合振興局、十勝総合振興局が所管する知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたのでご審議いただくものです。
　詳細については、釧路及び十勝振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長　　議案第３号について説明します。
　今回諮問する知事許可漁業は
　・太平洋東部海域における小型さけ・ますはえ縄漁業
　・北海道沖合海域におけるいるか突棒漁業（道外者）
　・十勝・釧路西部海域におけるかにかご漁業（けがに）
　・釧路管内沖合海域における小型機船底びき網漁業（ほっきがい）
　・釧路管内沖合海域における潜水器漁業（うに）
　・釧路管内沖合海域におけるほっけ固定式刺し網漁業
　・釧路管内沖合海域におけるたら固定式刺し網漁業　　です。

　資料１ページから１５ページまでとなっており、知事からの諮問文及び公示予定の制限措置等の内容を記載しております。
　それぞれの漁業の許可すべき船舶の数については資源状況等を勘案し、昨年と同数としており、その他の制限措置等の内容も従前と同様で、変更ございません。
　以上で釧路管内分の説明を終わります。

十勝振興局富樫係長　　続きまして、十勝総合振興局分について、ご説明します。
　資料１６ページは知事からの諮問文になります。
　今回諮問する知事許可漁業は
　・かれい固定式刺し網漁業
　・小型機船底びき網漁業（ほっき及びえぞばかがい）　　です。
　資料１７ページ、１８ページに制限措置等の内容を記載しております。
　それぞれの漁業の許可すべき船舶の数については、関係漁協の意見を聴いた上で、設定しております。
　その他の制限措置の内容は従前と同様で、変更ございません。
　簡単ではありますが、以上で説明を終わります。
　ご審議のほど、よろしくお願いします。

会　長　　ご意見、ご質問等ございますか。

各委員　　（な　し）

会　長　　ご意見がないようでございますので、議案第３号の諮問の内容について適当であることを北海道知事に答申することとします。
　次に、協議事項に入ります。
　「エリモ以東海区さけ定置漁業等調整協議会構成代表委員の選出について」を、事務局より説明願います。

事務局　右肩に協議事項と記載している資料をご覧ください。
エリモ以東海区さけ定置漁業等調整協議会につきましては、さけます資源の適正利用、自主的な諸対策の樹立とその推進を目的に、えりも岬から納沙布岬までの漁業関係者で構成され、規約第４条で、海区漁業調整委員会の代表委員とあるように、第１回の海区委員会で４名の代表委員、川崎会長、柳谷副会長、亀田副会長、北島委員を選出しておりました。
北島委員が昨年１１月８日付けで海区委員を辞任し、エリモ以東協議会の委員が欠員となったことから、改めて代表委員１名の選任についてご協議いただくものです。
４ページは釧路十勝管内の歴代役員名簿を参考に添付しております。
以上です。

会　長　事務局より説明が終わりました。
選出方法についてですが、事務局から案を出させてよろしいですか。

各委員　（は　い）

会　長　それでは、お願いします。

事務局　資料５ページをご覧ください。
経緯については、先程、説明したとおりです。
過去の選出方法は、会長が代表委員を指名する形で、規約第６条第３項で会長は釧勝海区の会長があて職、慣例で副会長２名が監事となっており、もう１名は釧路管内から選任されております。
選任案についてですが、
・　北島委員の残任期間のため釧路管内からの選考とし、
・　現在選任されている厚岸漁協、白糠漁協は除き、
・　協議会には漁業者等から推薦される地区代表委員がおり、
　　東部漁協と昆布森漁協から選出されているため除く、
・　第１５次定置免許では、浜中漁協６ヵ統、散布漁協４ヵ統、
　　釧路市漁協１ヵ統となっております
これを踏まえまして、浜中漁協の山﨑委員を選任したいと思います。
以上です。

会　長　山崎委員を選出したいとの案ですが、いかがでしょうか。

各委員　（異議なし）

会　長　山崎委員よろしいですか。

山崎委員　（は　い）

会　長　それでは、山崎委員を選出いたします。
次に、報告事項に入ります。
報告事項１「くろまぐろに関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、説明願います。

事務局　報告事項１をご覧ください。
令和６年３月１４日付けでくろまぐろのＴＡＣ数量を変更した旨、北海

道知事から報告がありました。
　今回は、鹿児島県、佐賀県、新潟県へ小型魚５トンを譲渡したもので、融通ルールに基づく変更ということでございます。
　小型魚の変更前　８０．８トン、小型魚の変更後　７５．８トンで、
　大型魚　３２２．４トンの変更はありません。
　説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（な　し）

会　長　　次に、報告事項２「海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」及び「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、事務局より説明願います。

事務局　　報告事項２「海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」及び報告事項３「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、ご説明いたします。
　漁業法第９０条第１項の規定により、各免許人から「資源管理状況等の報告」が北海道知事に提出され、道において内容を確認するとともに、同条第２項の規定により、確認結果を海区委員会へ報告することとなっております。
　この度、北海道知事から十勝管内における令和４年漁期の共同漁業権及び区画漁業権の資源管理状況等の報告がありました。報告事項２になります。
　２頁目から４頁目が共同漁業権に関する内容で、対象件数１３件で、全件とも、資源管理等の取組状況は「適切と認められる」、漁場の活用状況は、「適切かつ有効と認められる」という報告となっております。
　５ページ目が区画漁業権に関する内容で、対象は１件で、
こちらについても、資源管理等の取組状況は「適切と認められる」、漁場の活用状況は、「適切かつ有効と認められる」という報告となっております。

　同じく北海道知事から十勝管内における令和５年の定置漁業権（春定分）の資源管理状況等の報告がありました。報告事項３になります
　２ページ目をご覧ください。
　対象は２件で、２件とも資源管理等の取組状況は「適切と認められる」、漁場の活用状況は、「適切かつ有効と認められる」という報告となっております。
　説明は以上です。

会　長　　説明が終わりました。ご質問はありますか。

各委員　　（な　し）

会　長　　次に、報告事項４「令和６年まいわしたもすくい網漁業承認実績について」、説明願います。

事務局　　３月１８日付けで委員会指示を発動した「まいわしたもすくい網漁業」について、承認状況を報告します。

５月末時点で、承認数は６７件（前年の最終承認数７６件）です。
承認期間は、令和６年６月１日から令和６年１２月３１日まで、使用船の増トン予定者３件（浜中、根室湾中部、歯舞の各１隻）は、書類が整い次第、追加承認予定です。
最終的には、承認数７０件となる見込みです。
以上です。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（な　し）

会　長　　次に、報告事項５「釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」及び報告事項６「釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」を説明願います。

事務局　　報告事項５「釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」、報告事項６「釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」をご説明いたします。
当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。
昨年４月１日から個人情報保護法が施行されたことから、同年７月の海区委員会で、当海区の関係規定等を改正したところです。

本年４月１日付けで北海道の規程である「北海道個人情報保護事務取扱要綱」と「北海道情報公開条例の施行について」が一部改正されたため、当海区委員会に関連する、「個人情報保護事務取扱要綱」と「公文書開示事務取扱要綱」について、４月１日付けで一部改正しましたので、報告いたします。
資料は新旧対照表で変更箇所に下線を付けております。
内容は字句の修正がほとんどであり、目的、趣旨に変更はございません。後ほどお目通し願います。
以上、簡単ではありますが、説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（な　し）

会　長　　本日予定の議題は以上です。
その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員　　（な　し）

会　長　　事務局から何かありますか。

事務局　　本日の資料に「全漁調連会報誌」と「海区漁業調整委員会の手引き」の改訂版をお配りしております。
手引きについては、漁業権の切替に伴い改訂したものであります。後ほどお目通し願います。
次回の海区委員会ですが、９月中旬から下旬を予定しております。
別途、日程調整させていただきますので、よろしくお願いします。

	以上です。
会　長	それでは、以上で本日の委員会を終了します。 ありがとうございました。